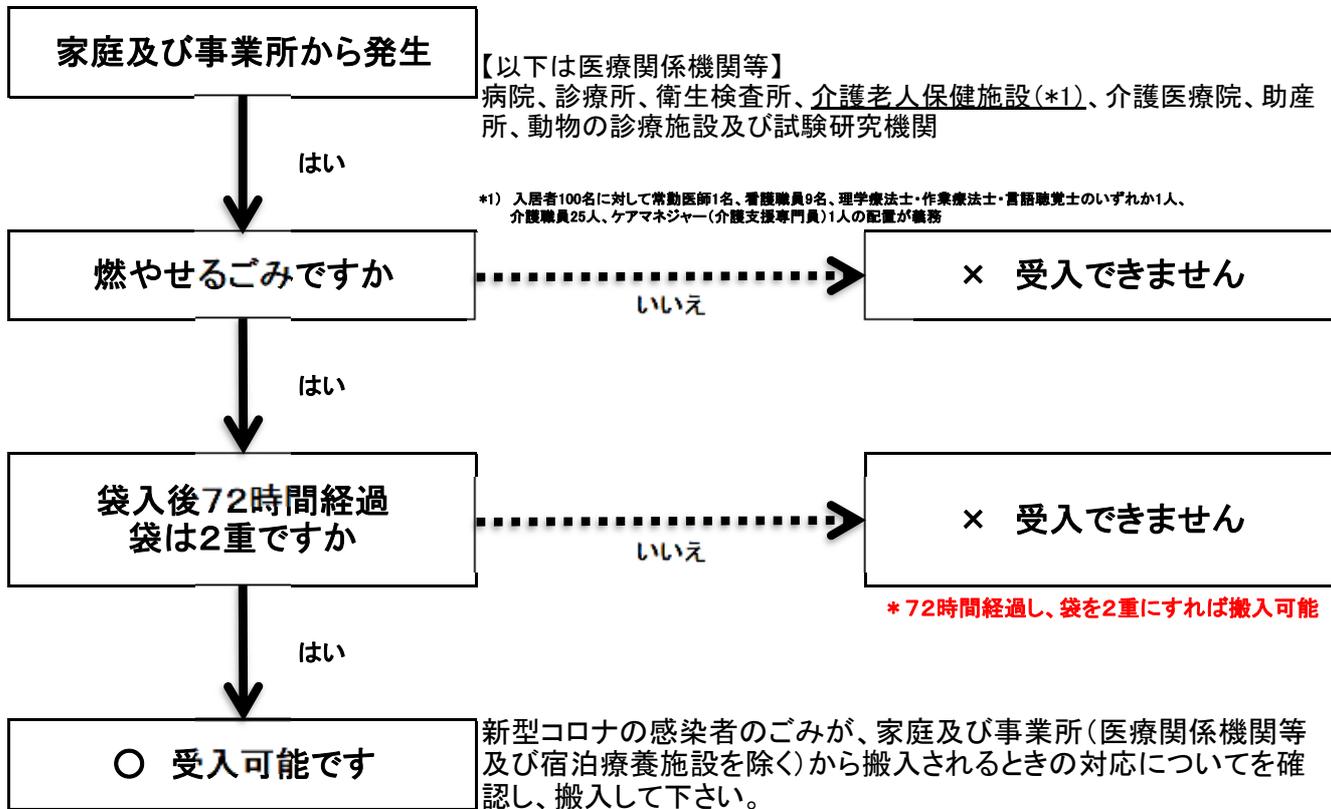


# 新型コロナウイルス感染症廃棄物

保健所又は医師が感染性廃棄物ではないと判断しているもの



## 【搬入時間について】

午前8時30分から午後4時30分まで。月曜日から金曜日まで(土曜日、日曜日は搬入できません)

## 【大里広域市町村圏組合よりお知らせ・お願い】

新型コロナウイルス感染症廃棄物を搬入する場合は、搬入することをご連絡いただき、搬入日及び時間等調整いたします。搬入物は感染力の弱まった72時間以上経過したもので、事前打ち合わせをしておりますが、来所される1時間前までに必ずご連絡をお願いいたします。

医療系廃棄物について、感染症のある廃棄物は、作業員の安全を確保できないことから受入はいたしません。判断ができない紛らわしいものも同様の扱いをいたします。感染症廃棄物かの判断は「廃棄物処理法に基づく感染症マニュアル」の判断フローを確認して下さい。

事業から発生した可燃ごみは10kgにつき180円の手数料がかかります。

新型コロナの感染者のごみが、家庭及び事業所  
(②医療関係機関等及び③宿泊療養施設を除く)から搬入されるときの対応について

参照)廃棄物に関する 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン 令和2年9月 環境省

1 搬入者への注意事項

- ① ごみ袋を二重する。
- ② ごみ袋をしっかり縛って封をすること  
( 廃棄物が散乱せず、収集運搬作業においてごみ袋を運びやすくなる。)
- ③ ごみ袋の空気を抜いて出すこと  
(収集運搬作業においてごみ袋を運びやすくするとともに、収集車内での破裂を防止できる。)
- ④ 分別・収集ルールに沿うこと  
(作業員が本来する必要の無い分別を行うことに伴う感染リスクをなくすことができる。)
- ⑤ 家庭及び事業所で、72時間以上経過したものを搬入すること。  
(新型コロナウイルスは、付着する物の種類によっては 24 時間～ 72 時間程度 感染する力をもつと言われている。)
- ⑥ 新型コロナウイルス感染者やその疑いがある者が使用したもので、通常時は資源化される廃棄物のうち、ペットボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装等の可燃物については、可燃ごみ(燃やすごみ)として排出すること。
- ⑦ 缶及び瓶等の不燃物については、1週間程度経ってから排出すること。  
(作業員が本来する必要の無い分別を行うことに伴う感染リスクをなくすことができる。)
- ⑧ 事前に搬入日時を定めること。混雑防止のため工場の都合に合わせてください。  
(他の搬入者等への感染防止)
- ⑨ 搬入者に、新型コロナの感染の疑いがある体調不良(平熱を超える発熱、せき、のどの痛み等)の症状がないこと。  
(他の搬入者等への感染防止)
- ⑩ マスク等を着用すること。(他の搬入者等への感染防止)